

# エステル書

本書は中にその歴史が記してある王妃エステルから、その名を得た。本書の記者がマルドケオであるとは、ほとんどすべての聖書釋義学者の通説になつてゐる。

原文はヘブレオ語のものと、ギリシヤ語のものと、二つに分れ、前者はウルガタ譯の現在の第一章一節から第十章四節までに短縮包含されており、後者はその上にいるいるなことを附加した分である。すなわち(一)第十章四節から第十一章十二節までのマルドケオの夢とその解き明かし、(二)第十二章のアツスエルス王に對する隱謀發覺に關する記事、(三)第十三章一節から同七節までのユデア民族を鑿殺しにすべしとのアルタクセルクセス王の勅命、第十三章八節から同十八節までのマルドケオの祈禱、(四)第十四章一節から同十九節までのエステル及び(六)第十六章のユデア人に有利な王の勅書がそれである。

これら附加された分をも含むエステル書全卷は、常に聖會から正典と認められて來た。

## 第一章

アツスエルス王大宴會を催す—王妃ワステイ召されしかど來るを拒み、その爲遂に廢せらる。

—インドよりエチオピアまで、百二十七州しゅうを治めたるアツスエルス<sup>1)</sup>の第一章<sup>1)</sup>アツス

二 時代、<sup>二</sup>彼がその國の王位に坐し居たる頃、その

三 王國の首府はスサン<sup>2)</sup>なりき。<sup>三</sup>然るに彼、その

統治の第三年に、そのすべて諸侯と臣僕等、及び

ペルシヤ人中の勇士、メデアの貴族、<sup>3)</sup>ならびに

諸州の總督等の爲、己が前にて一大饗宴を催しけ

四 るが、<sup>4)</sup>是は己が王國の盛なる富と、己が勢力の

偉大にして誇るべきこととを示さん爲にして、長

五 期、即ち百八十日に亘りぬ。<sup>5)</sup>かくてその饗宴の

日果つるに及び、王また大なる者より小なる者に

至るまで、スサンにある民を悉く招き、命じて七

日の間、庭園と、王が意を用い手づから植えたる

林との前の廣場に於いて、饗應を設けしめたり。

六 その何れの側にも空色、緑、青の幔幕を、麻と

エルス(ヘブレオ名アカシエウエロシユ)とは一ペルシヤ王の名前ではなく「英王大王」というほどの意味の添え言葉に過ぎない。本書中にこの語を以て敬稱されているのは、クセルクセス王(西紀前四八五―四六四年)である。なお聖書中に「アツスエルス」という稱號が附せられている者には、ほかにキルスの子カンピセス(喇四・六)及びメデア王アステイアゲス(但九・一)がある。―<sup>2)</sup>スサンはペルシヤ王の冬の離宮のあつた所(喇一・一)。―<sup>3)</sup>ペルシヤ人とメデア人とは當時合一されていたが、メデア人は下風に立たされていた。―<sup>4)</sup>王が決意したギリシヤ遠征について評議するためらしい。<sup>5)</sup>これだけの間評議が続いた。

紫との紐もて結び掛けたり、是等の紐は象牙の環に通し大理石の柱にて支う。またその榻牀は金銀製にして、緑玉とパロスの大理石とを敷き、驚くほど種々の繪もて飾りたる床の上に列べ据えたり。(6)

七 しかして招かれたる人々は黄金の盃を用いて飲み、食物は次ぎ次ぎに異なる器に入れて出だされたり、葡萄酒も亦、帝王の豪華に應わしく、夥しくして優良れたるものなりき。

八 欲まざる人々に飲むことを強うる者なく、たゞ王の定めたる如く、その諸侯一人づつ各々の食卓の係となりて、人々をして各自その欲める物を取らしめたり。

九 王妃ワステイも亦アツスエルス王が住み慣れたる宮殿にて、女等の爲に饗筵を催せり。かくて七日目に、王樂しみて、大いに飲み、酒に體の熱りたる頃、己が眼前に仕うる七人の宮人、マウマム、バザタ、ハルボナ、バガタ、アブガタ、ゼタル、及びカルカスに命じて、二王妃ワステイを、その頭に冠を戴かしめて王の前に

(6) 古のペルシヤ王の住居の設備や構造部分は、ペルセポリスにある王宮の廢墟から今なお明らかに知ることができるが、スサンにあつた宮殿も主要部ではこれと同じであつた。その建築物全體は一つの山を擁し、この山は階段狀にされて、切石で取り巻かれた段丘になつてゐる。本節最後の部分はモザイクを意味する。

二三 連れ來れ、と云えり、是はその美しきをすべての民と諸侯とに示さん爲  
にして、實に彼女は甚だ美しかりしなり。二三されど彼女は拒みて、王が

宮人等を以て傳えたる命令のままに來るを肯ぜざりき。一) 是に由りて王  
憤りて、太く忿怒を燃やし、二三智者等に問えり、是等は王の慣例に

一四 循いて恒にその傍にあり、彼が何事をなすにも之が勸告に依り、父祖の  
律法と規定とを知れる者共なり。一四(さてその首位を占め、最も彼に近

く居る者は、ペルシヤ及びメデアの七人の侯なるカルセナ、セタル、アド  
マタ、タルシス、マレス、マルサナ、マムカンにして、彼等は王の面を

一五 見、且彼に次ぎて最上席に就くを常としたりき)、一五「アツスエルス王が  
宮人等を以て傳えたる命令に、従うことを拒みし王妃ワステイには、如

一六 何なる宣告を下すべきぞ。」一六 マムカン、王及び諸侯の聽ける所にて答  
えけるは、「王妃ワステイは嘗に王のみならず、アツスエルス王の諸州

一七 に在るすべての民と諸侯とをも亦辱しめたり。一七 蓋し王妃のこの行爲

一) 王妃は淑女は公けの宴會に出されないと

その國の風習を楯に取つたのである。一) 同時

に最高裁判官であつた賢人たち

9) これらの賢人達は甚だ健全な常識によつて、

王室において示されるつまずきは、全人民に極

めてよくない影響を與えるとい

うことを、己等の裁斷の第一方

一八 は、廣くすべての女に知れ渡り、彼等その夫を侮りて、クアツ  
 スエルス王は、王妃ワステイに己が許に入り來るべしと命じた  
 れど、彼女は肯ぜざりき。〃と云うに至らん。一八またこの例に  
 よりて、ペルシヤ及びメデアの諸侯の奥方も皆その夫の命令を  
 輕んずるならん。されば王の御憤怒こそ正しけれ。一九もし汝の  
 御意に適わば、汝の御許より詔勅を出して、ペルシヤとメデア  
 との犯すべからざる律法に循い、ワステイ最早王の許に入るべ  
 からず、彼女に優れる他の者、之に代りて王妃の位を受くべし  
 と録すべし。10) 二〇しかして之を(いと大なる)汝の帝國の諸州  
 に公布すべし、さらば妻たる者は、貴きも賤しきも、皆その夫  
 を尊敬せん。と。二一彼の勸告は王及び諸侯の意に適いしかば  
 王、マムカンの勸告の如くなしたり。二三即ち彼、いずれの國民  
 も聞き且讀むを得る如く、種々の言語文字を用いて、己が王國

針とし、ワステイの拒否  
 が正しいか否か、酩酊せ  
 る人々の前に出るのは王  
 妃の尊嚴を害わぬかとい  
 う事など一向顧はなかつ  
 た。——10 合法的形式で發  
 せられ、王の印璽を捺さ  
 れた律法は、王と雖も廢  
 することができなかつた  
 彼等がこの離婚を永久に  
 望んだのは、ワステイが  
 再び王の寵愛を得た場合  
 自分たちが彼女から復讐  
 されるだらうと怖れたた  
 め。

の諸州に書を送り、夫たる者その家の主となり長となるべき事と、之をすべての民に知らしむべき事<sup>11)</sup>とを命じたり。

### 第二章

エステル擧げられて王妃となる—マルドケオ、王に對する陰謀をあばく。

11) ヘブレオ語本「おのれの民の言葉を用いても云うべきこと」。すなわちいかなる場合にも夫は他國人たる妻の風習を標準とすべからざる事。

一 この事ありて、アツスエルス王の憤怒靜まりし後、彼、ワステイ及びその爲したる所、並にその身に起りし事を憶い起せり。二 時に王の臣僕等有司等云いけるは、「處女にして美しき娘等を、王の爲に探し求めん。三 即ち遍く諸州を歴りて、美しくして處女なる娘等を探ぬる者共を遣し、彼等をして之をスサンの市に連れ來らしめ、王の女等の係にして監視者なる宮人エゲオの手に委ねて婦人の部屋<sup>1)</sup>に入らし

第二章 1) すなわちハレム式後宮。

四 四め、且之に女の裝飾品その他彼等の用うる必要なる物を與うべし。

四 四しかして誰にもあれ、彼等一同の中にて王の眼識に適わん者、ワ

ステイに代りて王妃となるべし。」と。この言王の意に適いしかば、

彼勧められたる如くなすべしと命じたり。五 茲にスサンの市に、ユ

デア人にて名をマルドケオという人あり、イエミニの出にして、キ

スの子セメイのそのまた子なるヤイルの子なりしが、六 バビロンの

王ナブコドノソルがユダの王イエコニアを捕え移しし時、彼も亦捕

え移されたり。七 彼はその兄弟の娘エドイツサ、<sup>4)</sup> またの名をエス

テル<sup>5)</sup>とも云いて、兩親共に失いたる者の養父となれり。彼女は甚

だ美しくして妓かりしが、その父母死したるによりて、マルドケオ

之を納れて己が娘となしたるなり。八 然るに王の勅令喧傳せられて、

その命のままに多くの美しき處女等がスサンに連れ行かれ、宮人エ

ゲオに付されし時、エステルも亦他の娘等の中に入れられて彼に付

2) ペルシヤの律法によれば、王は妃をペ

ルシヤの高貴名門から選ぶことになつて

いた。たゞクセルク

セスは自分の榮華と

氣まぐれとによつて

それに拘泥しなかつ

た。— 3) 彼はバビロ

ンに捕え移された或

家族の裔であつた。

— 王下二四・一五。

本一一・四。— 4) 「桃

金嬢(てんにんか)」の義。— 5) ペルシヤ

語「スタラ」星の義

九 され、その女等の員數に加えられたり。彼女はその意に適いて、彼の好意を得たり。即ち彼は宮人に命じて、女の裝飾品を急がしめ、彼女にその分と、王の館にて最も美しき娘七人とを與え、且彼女をもまたその侍女をも美しく装わしめたり。一〇 彼女は己が民と故國とを彼に告ぐることを欲せざりき蓋はマルドケオ、是等の事に就きては全く沈黙を守るべしと、彼女に命じたればなり。二 彼はエステルの恙なきかを懸念し、またその身に起らんとする事を知らんとして、選ばれたる處女等を入れおく家の庭の前を、日毎歩めり。〇 一三 さて、その各々の娘が、女の身嗜みに關する事を悉く果して、順番に従い、王の許に入るべき時の來るは、十二箇月を経たる後なりき。即ち六箇月は彼等浚薬の油をその身に塗り、他の六箇月は種々の香油及び薰物を用いたり。一三 しかして彼等王の許に入る時には、身の裝飾に就きて何を求むとも、すべて之を與えられたり。かくて彼等は思ひのままに装いを凝らし、婦人の部屋より王の閨に行きしなり。一四 しかして夕に入り行きし者は朝に出で

6) 昔の解 釋者は既にこれから、マルドケオがエステルの擧げられる前から既に王の宮廷において最も功勞のあつた者であつたと結論している。

一五 來り、其處より連れ去られて、王の側室等を掌る宮人スサガズの配下にある第二の屋敷に入り、王が望みて名を指し、之に來れと命ずるに非ずば、再び王の許に戻るを得ざりき。一五 さるほどに順番の時は回り來り、マルドケオの兄弟アビハイルの娘にて、マルドケオが納れて己が娘となしたる、エステルが王の許に入るべき日は近づきぬ。彼女は女の裝飾品を何をも求めざりしかど、處女等の監視者宮人エゲオは己が欲する物をすべて裝飾として之に與えたり、實に彼女は甚だ姿麗しく、その信じ難きほどの美しさによりて、すべての人の眼に、快く、愛らしく見えたるなり。一六 かくて彼女はアツスエルス王の闈に導かれしが、そは彼の治世の第七年の、テベト<sup>8)</sup>と稱ばるる十月のことなりき。一七 王は彼女をすべての女に優りて愛しければ、彼女はすべての女に超えて彼の前に恩恵と寵愛とを得たり。即ち彼は彼女の頭に王冠を戴かせ、之をワステイの代りに王妃となせり。一八 次いで彼はエステルとの縁組、婚姻の爲に、命じて諸侯及び己が臣僕等に對

のワステイ離別以來四年を閱していた。クセルクセスはギリシヤに出征を試みたがうまくゆかず、帰國後エステルを王妃に擧げたのである。一八) 二月の後半から一月の前半にかけての一月。

し盛大なる饗宴を設けしめ、また諸州に休らいを<sup>9)</sup>與え、且王侯の寛大さを以て贈物を賜えり。一九再び處女等を探し集めたる時<sup>10)</sup>

マルドケオは王の門の邊に留まりおりしが、二〇エステルは彼の命

令に循いて、未だ己が故國と民とを明さざりき。蓋しエステルは

凡そ彼の命ずる所は何にても之を守り、萬事彼が幼兒の彼女を養

育せし頃の慣の如くになしたるなり。三然るにマルドケオが王の

門の邊に居りしその頃、王の宮人等の中、門衛にして宮殿の第一

の入口をつかさどるバガタンとタレスとの二人、怒りて、王に起

ち逆い、之を殺さんと圖れり。三三この事マルドケオに漏れしか

ば、<sup>11)</sup>彼は直に之を王妃エステルに告げ、彼女はまた、己にその

事を知らせたるマルドケオの名によりて之を王に告げたり。三三取

調べて明らかとなるに及び、彼等は兩人ながら梟木にかけられ、<sup>12)</sup>

事は歴史に載せられ、また王の前にて年代記に録されたり。

9) 税の免除。 10) 東方の王たちはたいいて多くの妾を有していたので(王上一・三参照) クセルクセスがエステルと結婚した後にも、他の處女等が彼のために選定されたのである。 11) エデアの傳承によれば、この隱謀が發覺したのは、マルドケオの語学の知識によつてである。 12) この刑罰はペルシヤで屢々行われたもので、とりわけ國事犯や叛逆者に對してそうであつた

# 第三章

王により擧げ用いられたるアマン、マルドケオを怒りて、ユデア人を  
 鑿殺にせんとし、王の勅許を得。

一 是等の事の<sup>こと</sup>後、アツスエルス王<sup>おう</sup>は、アガグの族<sup>やから</sup>なるアマダテ  
 イの子<sup>こ</sup>アマン<sup>1)</sup>を擧げ用いて、その席<sup>せき</sup>を己<sup>おの</sup>が許<sup>もと</sup>なる諸侯<sup>しよこう</sup>の上<sup>うえ</sup>に  
 設けたり。ニされば王<sup>おう</sup>の臣僕<sup>しもべ</sup>にして、宮殿<sup>きゆうでん</sup>の戸口<sup>とぐち</sup>にある者<sup>もの</sup>、皆<sup>みな</sup>  
 その膝<sup>ひざ</sup>を屈<sup>ま</sup>げてアマンを拜<sup>はい</sup>せり、蓋<sup>そ</sup>は皇帝<sup>こうてい</sup>彼等<sup>かれら</sup>にかく命<sup>めい</sup>じたれ  
 ばなり。されど獨<sup>ひと</sup>りマルドケオのみは、その膝<sup>ひざ</sup>を屈<sup>ま</sup>げず、また  
 彼<sup>かれ</sup>を拜<sup>はい</sup>せざりき。2) 三されば宮殿<sup>きゆうでん</sup>の戸口<sup>とぐち</sup>を掌<sup>つかさど</sup>る王<sup>おう</sup>の臣僕<sup>しもべ</sup>等<sup>ら</sup>、之<sup>これ</sup>に  
 云<sup>い</sup>いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>何故<sup>なにゆえ</sup>に他<sup>た</sup>の人々<sup>ひと々</sup>と異<sup>ことな</sup>りて、王<sup>おう</sup>の命<sup>めい</sup>を守<sup>まも</sup>らざる  
 ぞ。」と。四 彼等<sup>かれら</sup>屢々<sup>しばしば</sup>かく云<sup>い</sup>いしかど、彼<sup>かれ</sup>之<sup>これ</sup>を聽<sup>き</sup>き容<sup>い</sup>れんとせざ  
 りしかば、彼等<sup>かれら</sup>彼<sup>かれ</sup>がその決意<sup>けつい</sup>を貫<sup>つらぬ</sup>くやを知らんと欲<sup>ほつ</sup>して、アマ  
 ンに告<sup>つ</sup>げたり。蓋<sup>そ</sup>は彼<sup>かれ</sup>己<sup>おの</sup>のユデア人<sup>びと</sup>なることを彼等<sup>かれら</sup>に云<sup>い</sup>いたれ

第三章 1) 「唯一者、高  
 貴者」の義。彼は生まれ  
 から云えばペルシヤ人  
 はなく、アマレク人であ  
 つたらしい。それで彼の  
 ユデア人に對する特別の  
 憎惡も容易に説明がつく  
 2) マルドケオがこの表敬  
 を拒否せざるを得なかつ  
 たのは、傲慢なアマンが  
 天主として崇められるこ  
 とを要求したため。

五 ばなり。五アマン之を聞き、目マルドケオが己に對し膝を屈げず、ま  
 六 た己を拜せざることを、實地に試して知るや、大いに怒りて、六マル  
 ドケオ一人に手を下すは、物の数ならずと思ひぬ。即ち彼はマルドケ  
 七 オがユデアの民なることを聞きしかば、寧ろアツスエルスウの王國の中  
 八 治の第十二年、(ニサンと稱ばるる)第一月に當り、いづれの日、い  
 九 ずれの月にユデア人の民を殺すべきか、アマンの前にて、ヘブレオ語  
 一〇 にフル<sup>3)</sup>と云う籤を、壺に入れしに、アダルと稱ばるる第十二月出  
 一一 でたり。ハよりてアマン、アツスエルス王に云いけるは、「御國の諸  
 一二 州に分散して、互に離れ離れになりおる民あり、新しき律法と典禮と  
 一三 を用い、乘え王の御規定を輕んず。彼等を容しおきて増長せしむるの  
 一四 御國にとりて不利なるは、汝のよく知り給う所なり。九故にもし御意  
 一五 に適わば、彼等を滅ぼすべしと命じ給え、さらば我、汝の庫役人に一

3) フルとは籤のペ  
 ルシヤ名。―4) ア  
 マンは憎いユデア  
 人を剿滅するのを  
 何月何日に行つた  
 らうまくゆくか、  
 籤で知らうとした  
 5) 天主の特別の御  
 攝理によつて、異  
 教の迷信の結果が  
 復讐の實行まで殆  
 ど丸一年待つとい  
 う、イスラエルに  
 最も有利な事態を  
 もたらすに至つた

一〇 萬タレントを秤り與えん。」と。一〇 王乃ち己が用うる指環をその手より取り、之をアガグ族の、アマダテイの子にして、ユデア人の敵なるアマンに與え、一ニさて之に云いけるは、「汝が約したる銀は、汝の有となしおくべし、またその民に就きては、汝の好むままに計らえ。」と。一ニかくて第一月即ちニサンに於いて、その月の十三日に、王の書記官等は召されて、アマンの命じたる如く、アツスエルス王の名により、王のすべての總督等に宛て、諸州及び諸々の國民の判官等に宛て、いずれの國民もそれぞれの言語にて讀み且聞き得るように録し、その書は王の指環を以て封印し、一三王の急使に托してすべての州に送り、以てユデア人をば、老いも若きも、女小兒も、悉く一日の中、即ちアダルト稱ばるる第十二月の十三日に殺し滅ぼし、且その財産を掠奪せしめんとせり。一四 また是等の書の中には、各州之を知りて、前述の日に備うべし、ともありたり。一五 遣されたる急使等は王の命令を果さんとして急ぎ行きぬ。またこの詔勅はスサンにも直に揭示せ

一) アマンは没收したユデア人の財産の中からこれだけの額を得ることができると思つていた。この宰相に白紙を與え、何でもそのユデア人に對して行いたい所を、王の名によつて命ずることを許したのである。

られたり。かくて王とアマンとは酒宴を催しけるが、その邑にあるユデア人等はいずれも泣けり。<sup>8)</sup>

8) ヘブレオ語本「スサンの町は惑いわずらえり。」

第 四 章

マルドケオ、エステルをして王にユデア人の爲命乞をなさしめんとす。彼等も斷食と祈禱に加わらんとす。

一 マルドケオは之を聞くや、その衣服を裂き、粗麻布を纏い頭に灰を被り、市の中なる廣場にて、大聲を擧げ泣き叫び、その心の苦痛を現し、<sup>1)</sup> かく嘆きつつ王宮の門の所まで歩み行けり。<sup>2)</sup> 蓋は、粗麻布を纏える者は王の宮廷に入るを許されざればなり。<sup>3)</sup> また王の苛酷なる勅令の至りし、すべての州と邑と處とに於いても、ユデア人等の許には、大なる悲嘆斷食、號泣ありて、己が臥床に粗麻布と灰とを用いし者も多かりき。<sup>4)</sup> 時にエステルの侍女及び侍従等、入りて彼女に告

第四章 1) これら服喪哀悼のしるしはあまねく小アジアで慣いとして行われていた。 2) 彼はこうしてエステルの召使等の注意を惹きたかつたのである。

五 げたるに、彼女之を聞くや、大いに驚き、衣服を贈り、彼にその粗麻布を脱が  
 せて<sup>3)</sup>之を着せんとせり。されど彼は受くるを肯ぜざりき。五是に於いて彼女  
 は、王が命じて彼女に侍らしめたる、侍従アタクを呼び、マルドケオの許に行  
 きて、彼より何故にかくなすかを訊き來れと、之に命じたり。六アタク乃ち出  
 でて、王宮の門前なる市の廣場に立てるマルドケオの許に行きたるに、セマル  
 ドケオ之に起りし事の一伍一什、即ちアマンがユデア人を殺さしめん爲に王の  
 庫に銀を納めんと約したる次第を叙べ、八またスサンに掲げられたる勅書の寫  
 本をば、王妃に示し且之に、王の許に入りてその民の爲に命乞いをなさんこと  
 を勸むべしとて、彼に與えたり。九アタクは歸りて、マルドケオが云いし事を  
 悉くエステルに告げぬ。一〇彼女之に答え、彼に命じてマルドケオに云わしめ  
 けるは、一一王の諸臣及びその權下にある諸州は皆知る、召されざるに王の内  
 庭に入る者は、男にもあれ女にもあれ、時を移さず立所に殺さるべし、但、王  
 寛仁の印として、黄金の笏を之に差し伸ぶることあらば、則ち生くるを得べし、

3) マル  
 ドケオ  
 が宮殿  
 の前庭  
 に入れ  
 るよう  
 に。

と。然らば我如何にして王の許に入るを得んや、我は既に三十日  
も彼の許に召されざるものを。」と。④ 三 マルドケオ之を聞くや、

三 累ねてエステルに語を寄せたり、曰く、「汝王の館にあるを以  
て、すべてのユデア人の中より、獨り己が生命を助けらるべし、

一四 と思うなかれ。一四 蓋し汝もし今黙しおらば、他の事情によりてユ  
デア人は救われん、されど汝と汝の父の家とは滅ぶべし。⑤ 汝が

かく王妃の位に至りしは、かかる時に備えん爲なりしやも知れざ  
るなり。」と。一五 エステル再びマルドケオにかく云い遣れり、

一六 行きてスサンに見當るほどのユデア人を悉く集め、わが爲に  
祈れかし。しかして三日三夜飲食するなかれ。⑥ 我もわが侍女等

と共に、同じく斷食せん。然る後我法を冒して、召されざれども  
王の許に入り、身を死の危うきに曝さん。」一七 是に於いてマルド

ケオ、行きてエステルが己に命じたる所をすべて行えり。

④ 彼女はアツスエルス  
の氣まぐれな性質を知  
つていたので、こゝに  
記してある事實から、  
自分が王の寵を失つて  
いることを推測し、且  
かかる場合にかくの如  
く異常な恩惠など得る  
見込がないと思つた。

⑤ 一一節でエステルが  
云つたことに對するマ  
ルドケオの答えで、  
「汝は民を救うために  
一命を賭せざるべから  
ず」という意味。

⑥ 始めた日はいつも丸  
一日と勘定される。五  
一参照。

# 第五章

エステル快く迎えらるゝ彼女王とアマンを饗宴に招くゝ  
アマン、マルドケオの爲に曝し柱を設く。

一 さてエステルは三日目に王妃の衣服を着け、王の館の内庭に入り、王の  
廣間に面して立てり。時に王は宮殿の廣間にありて、その玉座に坐し、館  
の戸口に向かい居たるが、<sup>二</sup> 彼女王妃エステルの立てるを見しに、彼女その  
眼に快かりしかば、手に持てる黄金の笏を彼女の方に差伸べたり。彼女乃  
ち近寄りて笏の頂に接吻せり。<sup>三</sup> 王彼女に云いけるは、「王妃エステルよ  
汝何を望むや、汝の願は何ぞ、汝たとい王國の半分を求むとも、我之を汝  
に與えん。」<sup>四</sup> 彼女答えけるは、「もし王の御意に適わば、請う、今日アマ  
ンと共にわが許に來り、<sup>二</sup> わが設けたる饗筵に臨み給え。」<sup>五</sup> 王直に云いけ  
るは、「汝等速かにアマンを呼びて、エステルの意に従わしめよ。」と。  
かくて王及びアマン、王妃が彼等の爲に設けたる饗宴に至れり。<sup>六</sup> 王強か

第五章 1) 可  
六・二三にあ  
るヘロデのサ  
ロメに對する  
約束を思い合  
せよ。— 2) 自  
分がユデア人  
を救うために  
しようと思ふ  
ことを、アマ  
ンに知られた  
いために。

に葡萄酒を過したる後、彼女に云いけるは、「汝何を與えられんことを願うや。汝何を求むるぞ。汝たといわが王國の半分を求むとも、之を得べし。」

八七

セエステル答えけるは、「わが請い願う所はかくの如し、我もし王の御眼前に愛顧を蒙り、王わが求むる所を我に與え、わが願を叶うるを嘉し給わば、王とアマン、わが之に備えたる饗筵に臨み給え、我明日わが望を王に打明け

九

ん。」と。かくてアマンはその日喜び樂しみて出でしが、マルドケオが王宮の門前に坐しおり、己に對して起ち上らざるのみならず、その坐せる處より身動きだもせざるを見るや、大いに憤りぬ。されどその憤怒を隠して、

二

己が家に帰り、その友人等、及びわが妻ザレスを呼び寄せ、彼等に己が富の大なること、己が子等の衆きこと、また王が己に諸侯諸臣に超えて賜いし、

二三

榮譽のいかばかりなるかを述べ、その後云いけらく、「王妃エステルも亦、我を除く外には、誰をも王と共にその饗筵に招かざるなり。我明日も亦

一三

彼女の許にて王と共に食すべし。さりながら、我に是等の事すべて具わる

3) 彼女は例の願いをもち出す勇氣がまだなかつたし、それに都合のいい折を、もう暫く待つ方が賢明だとも思つた。

と雖も、かのユデア人マルドケオが王の門前に坐せるを見る間は、悉く無きに等しと思わる。」と。一四時に彼の妻ザレス、その他友人等、之に答えけるは、「命じて高さ五十クビトあるも大なる柱を設けしめよ。しかして之にマルドケオをかくべしと、明朝王に云え。」然る後汝王と共に楽しく饗筵に赴くべし。」と。この勸告は彼の意に適いしかば、彼則ち命じて、高き十字架を設けしめたり。

### 第六章

王マルドケオの忠義を知り、アマンに命じて之を王に次ぐ榮位に擧げしむ。

一 その夜王は時を経るも眠れざるままに、命じて往時の歴史及び年代記を持ち來らしめ、之をその前にて讀ましめけるに、ニマルドケオが侍従バガタンとタレスとのアツスエルス王を絞殺さんと圖りたる叛逆を告げたる次第を録せる處に至

4) 曝し柱をかく高くするのは、恥辱を一層大にするため。5) 成程生殺の權は獨り王にのみあるが、王がかの全民族を滅ぼそうと定め以上、たゞ一人のユデア人に死刑の宣告を下させるのは至つて容易ではあるまいか。

第六章 1) 天主の御攝理の奇しさよ！ 天主はエステルを助けに來り給い、これに願ひ出る機會を與え給う

三 れり。<sup>2)</sup> 王之<sup>三</sup>を聞きて云いけるは、「この忠節<sup>おゆうせつ</sup>の爲<sup>ため</sup>マルドケオは如何<sup>いか</sup>なる榮譽<sup>さかえ</sup>と報賞<sup>むくい</sup>を受けしぞ。」その臣僕<sup>しもべら</sup>等有司<sup>やくにんたち</sup>彼<sup>かれ</sup>に云いけるは、

「全く何<sup>な</sup>の報賞<sup>むくい</sup>をも受けざりき。」と。四 時に王直<sup>おうたゞち</sup>に「庭<sup>にわ</sup>にあるは誰<sup>たれ</sup>

ぞ。」と云えり。即ちアマン、王<sup>おう</sup>に向かいて、その命<sup>めい</sup>じてマルドケオを

その爲<sup>ため</sup>に用意<sup>ようい</sup>したる曝<sup>さら</sup>し柱<sup>はしら</sup>にかけしむるよう勸<sup>すす</sup>めんとて、王<sup>おう</sup>の館<sup>やかた</sup>の内<sup>うち</sup>

庭<sup>にわ</sup>に入り來<sup>きた</sup>りしなり。五 臣僕<sup>しもべら</sup>等、「庭<sup>にわ</sup>に立てるはアマンなり。」と答<sup>こた</sup>え

ければ、王<sup>おう</sup>、「彼<sup>かれ</sup>をして入<sup>い</sup>らしめよ。」と云えり。六 しかして彼<sup>かれ</sup>入り來<sup>きた</sup>

るや、王<sup>おう</sup>之<sup>これ</sup>に云いけるは、「王<sup>おう</sup>の榮譽<sup>えいよ</sup>を與<sup>あた</sup>えんと欲<sup>ほつ</sup>する人<sup>ひと</sup>には如何<sup>いか</sup>に

か爲<sup>な</sup>すべき。」と。然<sup>しか</sup>るにアマン、その心<sup>こころ</sup>の中<sup>うち</sup>に考<sup>かん</sup>えて、王<sup>おう</sup>の榮譽<sup>えいよ</sup>を

與<sup>あた</sup>えんと欲<sup>ほつ</sup>するは、餘人<sup>ほかのひと</sup>に非<sup>あら</sup>ず己<sup>おのれ</sup>ならんと思<sup>おも</sup>いしかば、答<sup>こた</sup>えけるは、

「王<sup>おう</sup>の榮譽<sup>えいよ</sup>を賜<sup>たま</sup>わんと欲<sup>ほつ</sup>し給<sup>たま</sup>う人<sup>ひと</sup>には、八 王衣<sup>おうい</sup>を纏<sup>まと</sup>わせ、之<sup>これ</sup>を王<sup>おう</sup>の乗<sup>の</sup>

り給<sup>たま</sup>う馬<sup>うま</sup>に乗<sup>の</sup>せ、王冠<sup>おうかん</sup>をその頭<sup>かしら</sup>に戴<sup>いた</sup>かしむべし。<sup>4)</sup> 九 しかしてその王<sup>おう</sup>の

諸侯<sup>しよこう</sup>、貴族<sup>きぞく</sup>等の第一<sup>だいい</sup>人<sup>にん</sup>者<sup>しや</sup>はその馬<sup>うま</sup>を御<sup>ぎよ</sup>し、市<sup>まち</sup>の廣<sup>ひろ</sup>場<sup>ば</sup>を通<sup>とほ</sup>りながら、呼<sup>よほ</sup>

九

2) 本二・二一—二  
三参照。—3) この  
問から、朝にはい  
つも王の顧問官や  
賢人の誰彼が伺候  
しなければならな  
いことになつてい  
たことがわかる。  
4) その人にしばら  
く王のしるしを佩  
びさせることによ  
つて、彼が王權に  
關與する者たるこ  
とを明らかにしよ  
うとする。

一〇 尊とうとばるべし。』と。一〇 王おう彼かれに云いいけるは、「急いそぎ衣服いふくと馬うまとを取とり、王宮おうきゆうの門前もんぜんに坐ざせるユデア人びとの、マルドケオに對たいし、汝なんじの云いえ  
 るが如ごとくなせ。慎つひしみて汝なんじの云いいし所ところを一つも忽ゆるかせにするなか  
 二 二 是こゝに於おいてアマン衣服いふくと馬うまとを取とり、市まちの廣ひろ場ばにて  
 マルドケオに着きせ、之これを馬うまに乗のせて先立さきだち行ゆき、且かつ呼よわりけるは  
 一 王おうの榮えい譽よを賜たまわんと欲ほつし給たまう人ひとは、かくの如ごとき名な譽よを受うくべ  
 三 三 し。』と。二 かくてマルドケオは王宮おうきゆうの門もんに歸かえりしが、アマンは  
 悲かなしみその頭こゝべを包つみて、己おのが家いえに馳はせ行ゆき、三 三 その身みに起おこりし事こと  
 どもを悉ことごとくその妻つまザレス及およびその友人ゆうじん等たちに物もの語がたりしに、彼かれが顧こ問もん  
 とせる智ち者しや等ら 八) ならびに彼かれの妻つま之これに答こたえけるは、「汝なんじがその前まえに  
 失しつ敗ぱいし始はめたるマルドケオがもしユデア人びとの胤たねならば、汝なんじ之これに抵あた  
 一四 一四 ることを得えずして、その眼め前まえに失しつ敗ぱいせん。』と。一四 彼等かれらなお語かたり

5) 王がわざと「ユデア人」という語を付加したのは、一つには命じた殺戮からこれを除いている旨 豫め知らせるためもあつた。  
 6) 創四一・四二以下にあるエジプトのヨゼフがフアラオの夢を解いた後の榮ある巡歴のこととを思い合せよ。  
 7) 哀悼の印、もしくは恥辱感から他人に顔を見られたくないと思つて。母下一五・三〇參照。一8) 占星術家たち。

居たるに、折しも王の侍従等來りて彼を促し、王妃の設けたる饗宴に急ぎ行かしめたり。

### 第七章

エステル已とその民との爲に請う―アマン已がマルドケオの爲に

設けたる曝し柱にかけらる。

二一

かくて王及びアマン、王妃と共に飲まんとして入りしが、二王二日目にもまた、葡

萄酒に温まりし後、彼女に云いけるは、「エステルよ、汝何を與えられんことを願

うや。また汝何を爲さんと欲むぞ。汝たといわが王國の半分を求むとも、之を得べ

三

し。」と。1) 三彼女之に答えけるは、「王よ、我もし汝の御眼前に恩寵を得、また汝

之を嘉し給わば、わが請い奉るわが生命と、わが願ひ奉るわが民とを我に賜え。

四實に我もわが民も、付されて蹂躪られ、絞殺され、滅ぼされんとす。我等奴婢に

賣らるるはよし。その不幸はなお忍ぶべく、我黙して嘆かんのみ。されど今我等の

敵ありて、その残忍、王に歸するなり。」と。五アツスエルス王應えて云いけるは

六

「そは何者にして、またいかなる權力あれば、かかる事を敢てなすや。」六エステル

云いけるは、「我等の仇にして敵なるは即ちこの悪しきアマンなり。」と。

七 アマン之を聞くや、忽ち愕きて王と王妃との眼光に得堪えざりき。七さて

王は怒りて起ち上り、饗宴の席より樹木を植えたる園に入りしが、アマン

も亦起ち上りて、王妃エステルに己が命乞をなせり、蓋は彼王が己に危害

八 を加えん覺悟なるを了りたればなり。八王、林ある園より立戻り、饗宴の

席に入りて見たるに、アマン、エステルの横たわれる長榻の上に平伏しお

りしかば、云いけるは、「彼はわが館の中、わが居る前にても、王妃に暴

行を加えんとす。」と。その言未だ王の口より出でも畢らざるに、人々彼

九 の面を蔽えり。折しも王に侍立する侍従の一人、ハルボナ云いけるは、

「視よ、王の爲に注進せるマルドケオに用いんと彼が設けし曝し柱の、高

さ五十クビトなるが、アマンの家に立てり。」王之に云いけるは、「彼をそ

一〇 れにかけよ。」と。かくてアマン、そのマルドケオの爲に用意したる曝

し柱にかけられ、かくて王の怒解けたり。

2) エステルが

食卓のそばの

褥の上に臥し

アマンがその

足もとに平伏

して願つてい

る所を、王に

見つかつたの

である。

3) アマンが王

の顔を眺める

にも値せぬ者

のように。

第八章

マルドケオ擧げ用いらる。

一 その日アツスエルス王は、ユデア人の敵なるアマンの家を王妃エステルに與えたり。1) またマルドケオは王の面前に入り來れり、2) 蓋はエステル、彼が己の叔父なることを王に打明けたればなり。

二 王乃ち命じてアマンより取り戻さしめたる指環を取り、マルドケオに與えたり。エステルまたマルドケオを立てて、己が家を掌らしめしが、三 なおそれを以て足れりとせず、王の足下に平伏し、彼が命じてアガグ人アマンの悪意と、そのユデア人を害せんと企てし悪しき陰謀とを、空しからしむべきことを、泣きながら王に申し上げて請い願えり。3) 四 時に于例の如く、寛仁の印を示すべく、手もて黄金の笏を之に差し伸べしかば、彼女即ち身を起してその前に立ち、

五 さて云いけるは、「王もし之を嘉し給い、我もし御眼前に恩寵を

第八章 1) 受刑者の

財産は沒收された。

2) 即ち彼は擧げられ

て最高の顯官の中に

加えられたのである

3) これまた一大冒險

であつた。なぜなら

仕來りによれば、勅

命は決して取消すこ

とができないのに、

エステルはその取消

しを願つたのである

から。

得、またわが願その御意に背くと見ゆることなくば、乞う、ユデア人の迫害者にして敵なりしアマンが、王の諸州に於いて彼等を滅ぼすべしと命じたる曩日の書簡をば、新しき書簡を出して取消し給え。六 實に我わが民の殺され滅ぼさるるを、いかにして忍び得んや。」と。七 アツスエルス王、王妃エステルとユデア人マルドケオとに答えけるは、「我はアマンの家をエステルに與え、また彼が敢てユデア人に手を下さんとしたるに由り、命じて之を十字架にかけしめたり。八 されば汝等王の名によりて汝等の好むままにユデア人に書きおくり、わが指環もてその書に封印せよ。蓋し王の名によりて發せられその指環もて封印せられたる書簡には、何人も敢て抗わさること、是こそ慣例なりしか。」と。九 是に於いて王の書記官、寫字係等を召集めけるが、(そはシバンと稱ぼるる第一月の頃にして)その月の二十三日のことなりき。かくてユデア人に宛て、インドよりエチオピアに及ぶ百二十七州を治むる諸侯、総督及び判官に宛て、マルドケオの欲する如く書簡を認めたり、即ち諸州諸民に宛て、それぞれの言語文字を用い、ユデア人に宛ててはその読み目聞き得るように認めたり。一〇 しかして王の名によりて送る是等の書

簡には、その指環を以て封印を施し、之を急使に托して送りけるが、彼等諸州を馳せ歴り、新しき音信を傳えて曩日の書簡を防止めたり。二王は彼

等に命じて、各都市にあるユデア人の許に至らしめ、且、相集まりて己が

生命を護り、その敵を妻子ならびに全家族諸共、悉く殺し滅ぼし、之が所

有物を奪い取るべしと令せしめたり。4) 三しかして諸州に亘りて復讐の一

日を定めたり、第十二月アダルの十三日即ち之なり。一三また、アツスエル

ス王の大權に服するすべての地方と人民とに、ユデア人がその敵に報復せ

ん爲の用意成れるを知らしむべきこと、是、その書簡の内容なりき。一四か

くの如くにして、急使は報告を携え早馬にてり出で行きぬ。また王の詔勅

はスサンに掲げられたり。一五さてマルドケオは宮殿より、王の眼前より退

出しけるが、王衣、即ち青色と空色との服を着、金の冠を頭に戴き、絹の

紫色の袍を纏いて、輝くばかりなりき。全市雀躍して喜べり。一六かくて

ユデア人には、新しき光の射し上りし如くに見えて、歡喜、榮譽、大いな

4) この防衛の許可は、三・

一三の最初の命令を廢棄す

るほどではな

いが、それを無害にする。

5) ペルシヤでは、既にキル

ス王の代に、所定の宿場々々で急使を交代し馬を更えて命令を傳えたこと確實。

一七  
 一七 凡そ王の命令の到りし處、いづれの民にも邑にも州にも、なみなみな  
 る快樂ありき。一七 凡そ王の命令の到りし處、いづれの民にも邑にも州にも、なみなみな  
 らぬ歡喜ありて、宴、饗應を催し、祝日となしたれば、國と宗教とを異にする者も、  
 多く彼等の宗教と典禮とに歸依せり。蓋し、ユデア人という名を畏るる念、すべての人  
 に起りしなり。

## 第九章

ユデア人己を殺さんとしたる敵を殺す—フリムの日を、守るべき祝日と定む。

一 一 さて我等既に前に述べし如く、アダルと稱ばる  
 一 一 さて我等既に前に述べし如く、アダルと稱ばる  
 る第十二月の十三日は、ユデア人を鑿殺にせん豫  
 定にて、その敵血に渴きおりしに、今や形勢逆轉  
 し、ユデア人優勢となりて、仇に報復せんとする  
 二 二 即到ち彼等、各々の市、邑、里毎に相  
 集まりて、その敵その迫害者等に手を下さんとせ  
 し、誰も敢て抵抗する者なかりき、そは彼等

第九章 一)ユデア人の多くの敵は、まだ  
 第二の勅書の内容を知らなかつたか、ま  
 たは王の最初の勅書を持ちとして、彼ら  
 を攻めてこれを殺してもいいと信じてい  
 た。それに對してユデア人は、第二の布  
 告(八・二三)に従い、よく軍備を整え、  
 天主の御祐助の下に、相手と闘い到る所  
 で勝利を収めた。一)2)彼らの公然の敵で  
 ない者共の内。

三 力を恐るる念、すべての民に浸透し居たればなり。 諸州の判官、諸將、總

督等、及び高官にしてそれぞれの處と政務とを司どる者皆、マルドケオを畏れ

てユデア人を賞揚せり。 蓋は彼が王宮の第一人者にして、その勢力の大なる

ことを知り居たればなり。 その名聲も亦、日に日に揚り、普く人の口に上れり。

五 かくてユデア人はその敵を撃ちて大殺戮を行い、之を屠りて彼等に報ゆるに

その己に爲さんとしたりし所を以てせり。 六 そはスサンのみにても五百人を殺

したるほどにして、この外にユデア人の敵、アガグ人アマンの子等十人あり、

その名は次の如し、セファルサンダタ、デルフォン、エスファアタ、ハフォラタ、

アダリア、アリダタ、九 フェルメスタ、アリサイ、アリダイ、及びイエザタ。

一〇 されど彼等是等の者を殺しし時にも、獲物なるその財産には觸るるを欲せざ

りき。 二 なおスサンにて殺されし者の數は、直に王に傳えられたり。 三 彼、

王妃に云いけるは、「ユデア人はスサンの邑にて、五百人と、他にアマンの子

等十人を殺せり。 汝、諸州を通じて彼等が行いし殺戮は、幾何なりと思ふや。

等十人を殺せり。 汝、諸州を通じて彼等が行いし殺戮は、幾何なりと思ふや。

3) 助けたり」

の義。

4) 彼ら

は自分

らが助

かるほ

か何を

も求め

ぬこと

を、示

そうと

した。

一三 汝この上何をか求むる、わが命令によりて何をかなさんと欲する。」  
 と。一三 彼女之に答えけるは、「王もし之を嘉し給わば、ユデア人に、  
 一四 その今日爲したる所を、明日もスサンにて爲し、且アマンの十人の子  
 等を曝し柱にかくる権を與え給え。」と。一四 王乃ち然なすべしと命じ  
 ければ、その詔勅スサンに掲げられ、アマンの十人の子等はかけられ  
 一五 たり。一五 次いでアダルの月の十四日にユデア人相集まり、スサンに於  
 いて三百人を殺せり。されど彼等よりも亦その所有物を奪わざりき。  
 一六 更に王の大權に服せる諸州に於いても、ユデア人は己が生命を護ら  
 んとて立ち、その敵その迫害者を殺しけるが、その殺されし者の數  
 一七 は實に七萬五千のに達したり、されど誰も彼等の所有物には些かも觸  
 るることなかりき。一七 さてアダルの月の十三日は、いづこに於いても  
 一八 殺戮の最初にして、十四日には殺すことをやめたり。彼等之を祝日  
 と定め、爾來その日には毎も饗宴を開きて、喜び會食せしなり。一八 但

5) 見せしめのため  
 そらでもしなけれ  
 ばユデア人迫害が  
 なかなかやまない  
 から。一、6) 殺され  
 た敵の數をペルシ  
 ヤ國百二十七州に  
 割りつけると、一  
 州平均六百人足ら  
 ずになる。ユデア  
 人は「自分の生命  
 を護るのに」、ほ  
 かに手段がないと  
 思つた。一、7) フリ  
 ムの祝日。

一九 しスサンの邑まちにて殺戮ころすを行おこないし人々ひとらは、その月つきの十三日にちと十四日かとを殺戮ころすに従事じゆうじし、十五日にちに殺すことをやめたり。是故このゆゑに彼等かれらはその日ひを酒宴さかもりして楽しむ祝日いわいびと定めぬ。一九されど石垣いしがきなき邑々まちく、及び村々むらくに住めるユデア人びと

二〇 等は、アダルの月つきの十四日かを馳走ちそうと楽しみとの日ひと定め、かくてこの日ひに歡かんを盡つくし、また互たがいに饗應きようおうの物ものや食物しょくもつの一部ぶを贈り合あえり。8) 二〇さてマルド

二一 ケオは是等これらの事ことをすべて録かきしるし、書面しよめんとなして之これを遠近えんきんにある王おうの諸州しよしゆうに住むユデア人びとの許もとに送おくれり。三即ち曰いわく、アダルの月つきの十四日かと十五日にちとを

二三 祝日いわいびに採用さいようし、年立としたちかえる度たびに毎いっも、恭々うやうやしく嚴おとそかに之これを守まもるべし、三三そは、是等これらの日ひにユデア人びとその敵てきに仇あだを報むくい、嘆なげき悲かなしみ變へんじて喜よろこび樂たの

二四 しみとなりたればなり、されば是等これらを酒宴うたげして楽しむ日ひとなし、互たがいに食しょく物ものの一部ぶをやとりし、また貧者ひんじやに物ものを施ほどこすべし、と。三三かくてユデア人びと

二四 はその時ときより行おこない始めはじめし事こと、即ちマルドケオが書面しよめんを以もつて、なすべしと命めいじたる所ところを、すべて採とり入いれて、盛大さかんなる祝典いわいとなせり。二四それ、アガグ

8) パレスチナの大きい各都市ではアダルの月の十五日(三月の初頃)に、その他の地では十四日に、エステル書を朗讀して祝祭を行ふのが、その時からユデア人代々の習慣になつた。

二五

二六

二七

二八

族のアマダテイの子にして、ユデア人の仇たり敵たりしアマンは、彼等を殺し滅ぼさんと、彼等に對して悪事を企み、フル、即ち我等の言語にては籤と譯せらるるものを引かしめけるが、二五後にエステル、王の許に入りて、その企圖を王の書面もて破り、彼がユデア人を害せんと圖りし悪事をしてその頭に歸らしめんことを請い求めしかば、終に<sup>9)</sup>人々彼をもその子等をも十字架にかけると至れり。二六故にその時より是等の日をフリム、即ち籤と稱びたり。そはフル、即ち籤を壺に入れしに因みてなり。さて起りし事は悉く載せてこの書簡、即ちこの書物の中にあり、二七ユデア人が苦しみし事も、後その變るに至りしことも亦然り。彼等は己と己が後胤、ならびにすべてその宗教に歸依せんと欲したる人々の義務として、この書の證する如く、年々相繼ぎ、毎も定め<sup>の</sup>期來らば、何人にもこの兩日は祝わずして過すを許さざる事とせり。二八是等は決して忘るべからざる日、全世界のすべての地方に於いて、いずれの代にも祝うべき日なり。またフリム、即ち籤の日が、この典禮を奉ずべきユデア人及びその子孫に

9) 息子らは父の處刑後九カ月を経て刑に行われ

二九 守られざる市はあらず。二九 アビハイルの娘王妃エステルとユデア人  
 マルドケオとは、力を盡して是等の日を後代まで祝日と定めんとて  
 三〇 なお第二の書簡をも認め、三〇 アツスエルス王の百二十七州に住むす  
 べてのユデア人に送れり、是、彼等が平和を保ち真理を受け容れ、  
 三一 籤の日を守り、その時に喜びて祝わん爲なり。是に於いて彼等マ  
 ルドケオとエステルとの定めたる如く、之を採りて、己も己が後胤  
 三二 も、断食<sup>10)</sup> 號泣、及び籤の日と、三三 またエステルと稱ばるるこの書  
 の歴史の中にある一切とを、守り行うこととなしたり。

### 第十章

アツスエルス王の偉大なること—マルドケオの夢と説明。

一 さてアツスエルス王は、すべての國土及び海のすべての島々<sup>1)</sup>を  
 二 して、貢を納めしめけるが、<sup>二</sup>その威力と権勢、ならびに彼がマル  
 ドケオを昇進せしめたる高位榮職は、メデア人とペルシヤ人との書

10) 祝日の前日は、エステル<sup>10)</sup>の断食記念に断食日とされていた断食は守られずに、宴會が行われるだるうと豫期されたので第二の書面でわざわざざこれを力説したのである。

第十章 1) 海岸の諸地方。クセルクセスの失敗に終つたギリシヤ遠征のために國

三  
に録かきしるされたり、<sup>三</sup>またユデアの生うまれなるマルドケオがアツスエルス王おうに亞つぐ者ものとなり、その民たみの幸福こうふくを圖はかり、その子孫こらの安寧あんねいに資しする事ことを語かたりし故ゆえに、ユデア人びとちゆう中の偉大いだいなる者ものとして、その同胞どうほうなる民たみの意いに適かないし次第しだいも亦然またしかり。

以上、ヘブレオ語にあることを、我は全く忠實に譯せり。されど以下は、ギリシヤの言語と文字とにて收められ、大衆版に録されてありしを、我が見出したるものなり。從來この章は本書の終りに置かれしが、我等の習慣に従いて、その前にオペリスク、すなわち槍の標を附したり。<sup>2)</sup>

五四  
茲こゝにマルドケオ云いけるは、「是等これらの事こと天主てんしゆによりて成なれり、<sup>五</sup>我われはわが見みし夢ゆめを記憶おぼす、その意味いみは次つぎの如ごとくにして、是等これらは一ひとつとして空むなしからざりき。<sup>六</sup>小ちひさき泉いずみ、水みづ嵩増みかかして河かわとなり、また變へんじて光ひかりとなり<sup>3)</sup>太陽たいようとなり、溢あふれて夥おびたしき水みづとなりしが、是即これすなわち王おうが娶めとりて王妃おうひにせんと望のぞみ給たまはしエステルなり。<sup>七</sup>また一匹ひきの龍りゆうは、我われとアマンとなり。<sup>八</sup>集つどえる諸國民しよこくみんは是これ、ユデア人びとの名なを亡ほろぼさんと圖はかりし者もの共どもなり。<sup>九</sup>またわが國民くにたみはイスラ

庫は全く空になつたので、下記の如く新たに貢税を課する必要が生じた。—<sup>2)</sup> 聖ヒエロニモの挿入文。  
<sup>3)</sup> ここでエステルという名が星を意味することゝ想起するがよい。

一〇 エルにして、主に呼わりしに、主その民を救い給えり、即ち我等を諸々の不幸より解放ちて、諸國民の中に大いなる徴と奇蹟とを行ひ給えり。一〇しかして命じて二つの籤を作らしめ、一つは天主の民のもの、他は諸國民のものとなし給いしが、二その籤兩ながらその時より既に天主の御前にて諸國民の爲定められたる日に當れり。二三かくて主その民を憶い、その世嗣を憐み給えり。二三されば是等の日、即ちアダルの月の十四日と十五日とは、今より後イスラエルの民のいずれの代にも、諸民集いて一團となり、熱心を盡し歡喜を盡して之を祝うべし。」と。

### 第十一章

エステル書エジプトにもたらさる—マルドケオの夢の詳細。

一 プトレメオ<sup>1)</sup>及びクレオパトラ統治の第十四年に、自ら司祭にしてレヴィ族の者なりというドシテオとその子プトレメオ、そのプトレメオの子リシマコがイエルサレムにて譯したりと云うこのフリムの書<sup>2)</sup>をもたらせり。

第十一章 1) プト

ロメオ・フィロメ

トル (西紀前一八

一一四五年)。

2) エステル書。

以下もまた大衆版にありし冒頭なるが、これはヘブレオ語版にも、いづれの解釋書にも見當らず。<sup>3)</sup>

二 アルタクセルクセス大王統治の第二年、ニサンの月の一日に、ベ  
 シヤミン族より出でし、キスの子セメイの子なるヤイルの子マルド  
 ケオ夢を見たり、<sup>4)</sup> 彼はスサンの邑に住むユデア人なりしが、大人  
 物にして王の宮廷の重立てる人々の中なりき。<sup>5)</sup> 又また彼はバビロン  
 の王ナブゴドノソルが、イエルサレムよりユダの王イエコニア諸共  
 擒え行きし捕虜の員數に加わりいたり。<sup>6)</sup> 五さて彼の夢は次の如し、  
 即ち地上に聲と喧騒、雷と地震、及び混亂起りしが、<sup>6)</sup> 六視よ、二匹  
 の大いなる龍<sup>7)</sup> ありて、互に相闘わんとせり。七その咆吼に、すべて  
 の國民また蹶起して正義の國民<sup>7)</sup> と戦わんとす。八そは暗黒と危険、  
 患難と苦惱との日にして、地上には大いなる恐怖ありき。九時に正  
 義の國民、己が滅亡を恐れて思い煩い、死せん覺悟を定め、一〇天主

3) 聖ヒエロニモの挿入文。——4) エステルはクセルクセス王の第七年に王妃となつたから、夢とその成就との間には五年の歲月が流れたわけである。——5) 母上二四・一五。本二・六。  
 6) 既に記してあつたように(本一〇・七)、アマンとマルドケオの偶像を崇め誤れる道を歩む人々に對して、眞の神天主を拜み正しい道を歩む人々。

二 に向かいて呼わりけるに、その聲をあげし時、小さき泉水嵩増して大いなる河となり、溢れて夥しき水となりぬ。8) 二 光と太陽<sup>9)</sup> 現れたり、賤しめられし者は高められて、名ある人々を呑み盡せり。三 マルドケオ之を見てその床より起き出ずるや、天主の爲さんとし給う所を思い回らしけるが、之を心に留めて、その夢の意味を曉らんと欲したり。

### 第十二章

マルドケオ二人の宮人の陰謀を知る。

一 その頃彼<sup>1)</sup>は王宮の門衛なる王の宮人バガタ及びタラと共に、王の宮廷に居りしが、二 彼等の意志を了り、その企畫を精しく探るに及びて、彼等がアルタクセルクス王に手を下さんと圖れるを知りたれば、彼そのことを王に告げたり。三 是に於いて王彼等兩人を取調べしめ、その自白するに及び、命じて之を死に行わしめたり。四 かくて王は起りし事を記録に留め、マルドケオも亦この事を記憶の爲に書きのこせり。五 次い

8) 本一〇・六參照。―9) 光とは、その名が「星」を意味する通り、エステルのこと太陽はアツスエルス王。

第十二章 1) マルドケオ。

六  
で王は宮廷に留まらんことを彼に命じ、その密告に對して之に禮物を贈りぬ。茲にブゲの人、アマダテイの子アマンは、王の前にありて榮達を極めたる者なりしが、王の二人の宮人が殺されし故に、マルドケオとその民とを害せんと圖れり。

此處までは前置なり。4) 次にあるは、卷物に「且その財産所有物を掠奪せしめんとせり。」とある所に記載せらる。普通の版にはただ次の如くあるのみ。

さて書簡の模寫は是の如し。

### 第十三章

アマンがユデア人を滅ぼさんとして送りし書簡のうつし—民の爲のマルドケオの祈禱。

一 「インドよりエチオピアまでを統ぶる大王アルタクセス、  
二 その権に服する百二十七州の諸侯總督等に挨拶す、  
三 我数多の國民を治め、全世界<sup>1)</sup>をわが権に服わしめたりと雖も、わが大いな

2) この禮物は國の記録に書いてないからさして大したものでもなかつたらしい。—3) ギリシヤ語「ブゲオス」は「ほらふき、嘘つき」の意。  
4) 聖ヒエロニモの挿入文。—5) 本三・一三。

第十三章 1) ベヒスト  
ウーソンの記念碑には、  
クセルクセスの子アル  
タクセルクセスが「あ

三  
る権力を濫りに用うるを欲まず、却つてわが臣民を治むるに寛仁大  
度を以てし、彼等をして恐るることなく安穩に生を送り、萬人<sup>2)</sup>の  
望む所なる太平を樂しましめんとせり。我、如何にして之を達成

四  
すべきか、わが顧問官等に問いしに、その一人にて、智慧も忠節も  
餘人に優り、王の次席なる名をアマンという者、全世界にわたり

五  
て散在する民あり、新しき法律<sup>3)</sup>を用い、すべての國民の習慣に背  
き行い、王の命令を輕んじ、異を樹ててすべての國民の一致を破れ

六  
る由を我に告げたり。我等是を知り、一國民が全人類に逆らいて  
不正なる法律を用い、我等の命令に背き、我等に服う諸州の安寧と

七  
一致とを擾すを見て、茲に命を下す、凡そ諸州の上司、王の次席  
にして、我等が父として尊敬する<sup>4)</sup>アマンの示さん者は、その敵に

よりて、この年第十二月アダルの十四日を期し、その妻子諸共悉  
く滅ぼさるべし、誰も彼等を憐むべからず、是、かの悪人等が一

らゆる言語の使用せ  
らるる國々の王、こ  
の廣大なる地の王」  
と稱せられている。

2) 原語 mortalibus

「死すべき者」。

3) 宗教上の規定。

4) 他の人々に逆らつ  
て自分だけの掟を守  
ると云う、イスラエ  
ル民族非難の言は、  
また初代キリスト教  
徒にも浴せられた。

5) 「父」という敬稱に  
就いては、代下二・  
一三参照。

目にして冥府に下り、我等の帝國に、彼等の擾したる安寧を再び得しめん爲なり。」

書簡の模寫は此處までなり。次にあるは、「是に於いてマルドケオ、行きてエステルが己に命じたる所をすべて行えり。」とある箇所の後に録されたるものなり。然れども是はヘブレオ文にはなく、またいすれの解釋書中にも見當らず。

八さてマルドケオは主に向かい、その諸々の御業を偲びつつ祈願して、云いけるは、「主よ、全能の王なる主よ、實に一切は汝の御力のよくする所、汝もしイスラエルを救わんと定め給わば、汝の御意に逆い得る者はあらず。一〇汝は天地及び凡て蒼穹の中にある物を創造り給えり。二汝は萬物の主に在す、汝の御稜威には抵抗い得るものなし。二三汝は萬事を知り給う、我が傲り高ぶれるアマンを拜せざりしは、傲慢の爲にも、輕蔑の爲にも、また名譽を欲するが爲にも非ざるは、汝の知り給う所なり。一三(實に我は、イスラエルの救拯の爲とあらば、進みて彼の足跡に接吻することさえ辭せざりしならん。) 一四我は寧ろわが天主の譽を人に移し、わが天主以外の何者かを拜することとならざるかを懼

6) すな  
わち本  
四・一  
七のあ  
とに。

一五 　れしなり。一五されば今主よ、王よ、アブラハムの天主よ、汝の民を憐み給え、其は我等の敵我等を滅ぼし、汝の世嗣を絶やさんとすればなり。一六 　汝がエジプトより救い出し給いし汝の分を輕んじ給うなかれ。一七 　わが願を聽き容れて汝の籤たる分の御恩恵を垂れ給え、主よ、我等をして生き存えて汝の御名を稱えしめんため、に我等の悲嘆を歡喜に換え給え、汝を謳う者の口を閉じ給わざれ。」と。一八 　すべてのイスラエルも亦、心と願とを齊しうして主に呼われり、是死は確實にして、しかも彼等に迫りおればなり。

### 第十四章

エステルの祈禱。

二一 　王妃エステルも亦、目前に迫れる危険を懼れて、主に依り縋れり。二 　即ち王妃の衣服を脱ぎ棄つるや、嘆き悲しむに應わしき服を着、頭には種々の香油の代りに灰と糞土とを振りかけ、斷食してその身を虐げ、前に樂しむを慣としたるすべての處に、髪を捲り

の彼がイスラエル民族を天主の籤たる分と稱するのは、それが他の民族以上に天主のものであるから。詩七三・二。王下二一・一四など参照。一八)九—一七節は四旬節第二週の水曜日にミサ聖祭中の書簡に用いられている。

三 て満し、<sup>三</sup>主イスラエルの天主に祈りて云いけるは、「わが主よ、我等の  
 王は獨り汝のみ、汝を除きては他に助くる者もあらぬ、心細き我を助け給  
 え。<sup>四</sup>わが危険は手近にあり。<sup>五</sup>主よ、汝諸國民の中よりイスラエルを取  
 り、彼等のすべての先祖の中より我等の父祖を取りて、之を己が有として  
 永久の世嗣となし給いぬと、我はわが父より聞きしが、汝は曰いし如く彼  
 等になし給えり。<sup>六</sup>我等は汝の御眼前に罪を犯したり、是故に汝我等をそ  
 の敵の手に付し給えり、<sup>七</sup>蓋は我等、彼等の神々を崇めたればなり。主よ  
 汝は義し。<sup>八</sup>然るに今や彼等は、我等をいと苛酷き奴僕の身として虐ぐる  
 に慊らず、己が手の力をその偶像神の力に歸し、<sup>九</sup>汝の御約束を空しから  
 しめ、汝の世嗣を滅ぼして、汝を稱うる者の口を閉し、且汝の聖殿と祭壇  
 との光榮を消し去らんと圖れり、<sup>一〇</sup>是、彼等が異邦人の口を開きて、偶像  
 神の力を讚め、いつまでも肉の<sup>一</sup>の王を稱えんが爲なり。<sup>二</sup>主よ、願わくは  
 汝の笏を、無に外ならぬ者共に渡し給うなかれ、然らば彼等恐らくは我

第十四章 1) 下

記王妃の祈は  
 本第五章の前  
 に入れるべき  
 である。同様  
 の祈は、尤九  
 ・一一一九參  
 照。一) 2) すな  
 わち「そはわ  
 が手にて捉え  
 得るほど近く  
 にあり」。  
 3) 原語「死す  
 べき。」

二 等の滅亡を嘲り笑わん、却つて彼等の企圖を彼等の上に轉じ、我等に對して猛威を揮い始めし者<sup>4)</sup>を亡ぼし給え。三 主よ、御心に留め、我等の患難

一三 の時に當り、我等に御自らを示し給え。神々と一切の權能との王たる主よ 我に頼もしき心を與え給え。一三 獅子の眼前にてわが口に巧みなる言を授

一四 け、その心を動かして我等の敵を憎むに至らしめ給え、是、彼も、之に與する他の者共も滅びん爲なり。一四 されど汝の御手もて我等を救い、汝を除

一五 きて他に助くる者なき我を助け給え。主よ、汝は一切の知識を有し給えば 一五 我が不正なる輩の榮華を憎み、割禮を受けざる者共<sup>6)</sup>及びすべての外國

一六 人の臥床を忌み嫌うは、汝の知り給う所なり。一六 汝は知り給う、我は已むを得ざるなり、我は人前に現るる時にわが頭上にある、わが誇りと光榮と

一七 の印を憎み、之を月經の檻褸布の如く忌み嫌いて、わが籠居の日には戴く 一七 ことなし。一七 また我はアマンの食卓に就きて食したることなく、王の饗

一八 宴を喜びしことなく、灌祭の葡萄酒<sup>7)</sup>を飲みしことなし。一八 實に主アブラ

4) アマンのこと。一5) 即ち

アツスエルス

獅子は屢々強

いこと及び殘

忍なこと象

徴に用いられ

る。一6) ユデ

ア人でない者

の偶像に供え

且一部その前

に注いだ葡萄

酒。

一九  
 ハムの天主よ、汝に於いての外は、汝の婢の喜びしこと、我が此に移されし以來、今日に至るまで曾てあらざるなり。8) 一九すべてに優りて力ある天主よ、他に絶えて希望なき人々の聲を聞き、我等を不義の輩の手より救い出し、わが恐怖を除き去り給え。」

## 第十五章

エステル王の前に至る―天主王の心を變え給う。

以下もまた、我之を大衆版に見出せり。

一 かくて彼(そのマルドケオなることは疑いなし)彼女に、王の許に入りてその民の爲その祖國の爲に願わんことを命じたり。二 彼云いけるは、「汝の身分卑かりし頃、汝がわが手に養育てられしことを憶え、夫れ、王に亞ぐ者なるアマンは、我等を悪しざまに云いて死に至らしめんとせり。三 されば汝主を呼び頼みて、我等の爲王に執成し、我等を死より救えかし。」と。  
 以下にあるもまた、同様なり。

8) エステルは榮華の身となつた。しかし彼女の心がけはかかることを望まなかつた。彼女は自分の意志にでなく、周圍の事情に従つたのであつた。

四 彼女乃ち三日目に、その着けおりし衣服を脱ぎ棄て、晴着を身に纏い  
 五 かく王妃の衣に、光り輝くばかりの姿にて、すべての人を治め救い給  
 六 う天主を呼び頼みし後、二人の侍女を伴い、六 なよやかに、いと華奢に  
 七 して、恰らその身をすら支うるに堪えざる如く、その一人に凭りかかれ  
 八 り。七 また他の侍女はその主人に従いて、地に引く裳裾を捧げ持ちたり。  
 九 八 させて彼女は、薔薇色に紅潮せる顔、優しく輝く眼に、心の憂い且甚だ  
 一〇 しき恐怖に竦めるを隠せり。九 かくて彼女はすべての戸口を次々に通り、  
 一 入りて王の前、即ちその王衣を纏い、金と寶石とを擦かせて王座に坐せ  
 二 る處に立ちしが、折しも彼は見るだに恐ろしき様なりき。一〇 されば彼そ  
 三 の面を上げ、燃ゆる眼に心の憤怒を示したる時、王妃は崩折れたり、そ  
 四 の色は蒼白に變じ、彼女は力なく頭を侍女に凭りかからしめたり。一  
 五 然るに天主は王の心を變じて、柔和ならしめ給いしかば、彼、急ぎ憂  
 六 いて座より跳び下り、彼女を己が腕に抱き支えてその我に歸るを俟ち、

第十五章 一) 王

妃が心配して氣を失つたのは、たゞ自分がワステイのよりに棄てられること  
 (一・一〇—二二) や殺されることを怖れたのでなく、自分の同族の滅亡を速めることを憂いた所にその理由(四・一一)があつた。

二二 かく云いて之を宥めすかせり。二三 エステルよ、何事が起りし  
 二三 や。我は汝の兄弟なるぞ、<sup>2)</sup> 恐るるなかれ。二三 汝は殺されざる  
 一四 べし、蓋はこの法律を定めたるは、汝の爲に非ずして、他のす  
 一四 べての者の爲なればなり。一四 されば近寄りて笏に觸れよ。」  
 一五 しかして彼女黙し居たるに、彼黄金の笏を取りてその頸に當  
 一六 て、彼女に接吻して「汝何故我に語わざるや。」と云えり。一六 彼  
 一七 女答えけるは、「主君よ、我汝を見奉りしに、さながら天主の  
 一七 御使の如く<sup>3)</sup> なりしかば、わが心汝の御稜威に怖じ惑いしな  
 一八 り。一七 主君よ、實に汝はいとも景慕すべく在すかな、汝の御顔  
 一八 は仁慈に満てり。」一八 かく語れる間に、彼女再び倒れて、殆ど  
 一九 氣を失うに至れり。一九 されば王は狼狽し、その臣僕等いずれも  
 一九 彼女を慰めたり。

2) 東洋では君主の妻でも甚だ下の地位にあるので王はエステルを姉妹と呼ぶことによつて、彼女が自分と同等の權を有する者であることを示す。  
 3) 汝の御稜威の光輝を帯びて、この世ならぬもののように見えた。

### 第十六章

ユデア人の爲にせる王の書簡の寫し。

アルタクセルクセス王が、その國の諸州に在るユデア人のために送りし書簡の模寫。これもまたヘブレオ語の書にはあらず。1)

一 一「インドよりエチオピアまでを統ぶる大王アルタクセルクセス、我等の命令に服する百二十七州の總督、及び諸侯に挨拶す、二多くの者共思ひ上りて、諸侯の恩顧と己に與えられし名譽とを悪用し、三番に王の臣民を虐げんと努むるのみならず、己に與えられし榮譽に添う能わずして、四之を興えし人々に對してさえ、陰謀を企てつつあり。五彼等は忘恩の振舞をなして自ら人の倫を破るを以てなお足れりとせず、すべてを嚮し給う天主の御裁判をさえ遁るるを得べしと思えり。六しかしして無法にも、己に委ねられたる職務を熱心に守り、萬事をあらゆる人の賞讃に値する如く行う人々をば、虚構の陥穽によりて倒さんとするに至り、七また己

第十六章 1) 下

記はマルドケオが王の名によつて(八・九―一三)、全國のユデア人に送つた書簡である。

2) アマンを指す詳しくは十二節を見よ。―3) この榮、この譽に一向満足せず。

七 九 八 七  
 が性質を以て他を推し測る單純なる諸侯の耳を、巧なる欺瞞によりて惑わせた  
 り。七 さて王等の善き志が或人々の悪しき勸告によりて如何に毒せらるるか  
 この事は古の歴史、及び日常起る所に徴して明らかなり。八 さればすべての  
 州を安からしむる準備をなさざるべからず。九 汝等はまた、我等が異なる事を  
 命ずとも、それが我等の心の輕卒より出ずとは考えず、我等が時の情勢と必要  
 とに應じ、國家の福利の求むるままに決定するなりと思ふべし。一〇 我等の云う  
 所を更に明瞭ならしめんに、アマダテイの子たるアマンは、心も生國もマケド  
 ニア人にして、ペルシヤ人と血を異にし、その殘忍なるによりて我等の仁政を  
 瀆したる者なるが、異國人なれども我等に容れられ、二 我等の大いなる好意  
 を一身に鍾めて我等の父と稱ばれ、三 王に亞ぐ者として萬人に拜せられしが、  
 四 傲り高ぶりて僭越至極にも、我等の王國と生命とを奪わんとするに至れり。  
 五 夫れ、マルドケオは、その忠節と善行とによりて、我等とわが王政に參與す  
 るエステルとの生命、ならびにその全國民を救いし者なるが、アマンは之を新

4) 國の

記録。

5) 本三

・一。

6) 本一

三・六

參照。

一四 しき前代未聞の謀計もて死に至らしめんと圖れり。一四 彼は彼等を殺したる

後には、孤立無援の我等を陥いれて、ペルシヤ人の王國をマケドニア人の

一五 に付すを得んと思ひしなり。一五 されど我等は、かの極悪人が殺すべしと定

めたるユデア人等に、全く科なきを認めたり、彼等は却つて正しき律法を

一六 用い、一六 最高く最大いにして恒に活き給う天主の子等たるなり、この王國

が我等の父祖及び我等に與えられ、保たれて今日に及びしは、偏にこの天

一七 主の御恩恵による。一七 されば汝等知るべし、彼が曩に我等の名によりて送

一八 りしかの書簡は無効なり。一八 この罪の爲に、それを企みし彼も、その親

戚一同も、この邑即ちスサンの門前にて、曝し柱にかかれり、是、我等に

一九 非ずして天主こそ、彼に正當の報を賜えるなれ。一九 我等が今送るこの詔勅

をすべての邑々に掲げ、以てユデア人等にその律法を用うることを許すべ

二〇 し。二〇 しかして汝等彼等が、アダルト稱ばるる第十二月の十三日に、彼等

二一 を屠らんと手筈を調べ居たる者共を殺し得るよう、彼等を助くべし。二一 蓋

1) ペルシヤ人は少し前にギリシヤ人に敗れていたが、この推測はペルシヤ宮廷に於ける陰謀が戦勝者ギリシヤ人に有利であつたことに基づいているらしい。  
8) 前の命令でこの書簡中のと反對なものは取り消す。

三三

三三

三四

し全能なる天主は、この悲しみと嘆きとの日を、彼等の爲歡  
 喜に轉え給えり。三三されば汝等も亦、この日を他の祝日の中  
 に加え、歡を盡して之を祝うべし、これ後代に、三三忠實にペ  
 ルシヤ人に従う者は皆その忠節に値する報賞を受くべく、ま  
 たその王國を倒さんと圖る者は、その罪の爲に滅ぶべきを知  
 られんためなり。の 三四またこの祝典を共にするを欲せざる州  
 と市とは、いずれも劍と火とに滅び、且荒されて<sup>10)</sup>人のみな  
 らず畜にまで、輕侮と不從順とに對するみせしめにせらるべ  
 し。三三」

9) エデア人らはその日自分達の救われたことを、他の人民はマルドケオが王を救つたことを、祝つた。

10) 勅命に従わぬ者に對する制裁。——11) 舊のエクバタナ(喇六・二参照)、ハマダンの近くに、今なおエステルとマルドケオとの廟が見られ、エデア人に大いに崇められている。

